

定 款 の 施 行 に 関 す る 規 則 (昭48. 7. 2)

(目 的)

第 1 条 この規則は、定款第9条の規定に基づき、定款の施行に関し必要な事項を定める。

(協会員名簿の公開)

第 2 条 本協会は、協会員の名称、本店又は第4条に規定する国内において本拠となる支店等の所在地、定款第17条第1項に規定する会員代表者、定款第30条で準用する同第17条第1項に規定する特定業務会員代表者及び定款第33条で準用する同第17条第1項に規定する特別会員代表者の氏名、その他必要と認める事項を記載した協会員名簿を作成し、協会員及び公衆の閲覧に供する。

(会員代表者等の資格要件)

第 3 条 定款第17条第1項に規定する会員代表者及び定款第30条で準用する同第17条第1項に規定する特定業務会員代表者並びにその代理人は、それぞれ次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- 1 会員代表者又は特定業務会員代表者は、登記された代表取締役（会員又は特定業務会員が、指名委員会等設置会社である場合には、代表執行役を含む。第3項及び第7項において同じ。）であること。ただし、外国法人である会員又は特定業務会員については、金融商品取引法（以下、「金商法」という。）第29条の4第1項第4号ハに規定する国内における代表者（同法第65条第1項に規定する職務代行者を含む。以下同じ。）であること。
 - 2 会員代表者又は特定業務会員代表者の代理人は、登記された取締役（会員又は特定業務会員が、指名委員会等設置会社である場合には、執行役を含む。）若しくは支配人（表見支配人を含む。）又はこれらに準ずる権限を有する者であること。ただし、外国法人である会員又は特定業務会員については、国内における代表者に準ずる権限を有する者であること。
 - 3 金商法第29条の4第1項第2号イからリまでの規定に該当しない者であること。
- 2 定款第33条で準用する同第17条第1項に規定する特別会員代表者及びその代理人は、それぞれ次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。
- 1 特別会員代表者は、登記された代表権を有する役員であること。ただし、外国法人である特別会員については、銀行法第47条第2項又は保険業法第187条第1項第2号に規定する日本における代表者であること。
 - 2 特別会員代表者の代理人は、登記された役員又はこれに準ずる権限を有する者であること。ただし、外国法人である特別会員については、前号に規定する代表者に準ずる権限を有する者であること。
 - 3 金商法第29条の4第1項第2号イからリまでの規定に該当しない者であること。
- 3 第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、会員又は特定業務会員の代表取締役が、当該会員又は当該特定業務会員の事業活動の支配を主たる目的とする会社（「会員支配会社」という。以下同じ。）の登記された代表取締役（会員支配会社が、指名委員会等設置会社である場合には、代表執行役を含む。以下この項において同じ。）を当該会員又は当該特定業務会員の会員代表者又は特定業務会員代表者とすることを申請し、かつ、次の各号に掲げる事項を確約した書面（電磁的記録を含む。以下本条において同じ。）を提出した場合において、理事会が承認したときには、当該申請に係る者を当該会員又は特定業務会員の会員代表者又は特定業務会員代表者とすることができる。

- 1 当該会員支配会社の登記された代表取締役が、当該会員又は当該特定業務会員の登記された取締役又は執行役であること。
- 2 当該会員又は特定業務会員の会員代表者の代理人には、当該会員又は特定業務会員の登記された代表取締役が就任すること。
- 4 前項第1号若しくは第2号に該当しないこととなった場合又は当該会員若しくは特定業務会員と当該会員支配会社との結合形態が承認時に比べ著しく変化したと認められる場合には、理事会の決議により、前項の承認を取り消すことができる。
- 5 第2項第1号及び第2号の規定にかかわらず、特別会員の代表権を有する役員が、当該特別会員の事業活動の支配を主たる目的とする会社（「特別会員支配会社」という。以下同じ。）の登記された代表権を有する役員を当該特別会員の特別会員代表者として申請し、かつ、次の各号に掲げる事項を確約した書面を提出した場合において、理事会が承認したときには、当該特別会員支配会社の登記された代表権を有する役員を当該特別会員の特別会員代表者としてすることができる。
 - 1 当該特別会員支配会社の登記された代表権を有する役員が、当該特別会員の登記された役員であること。
 - 2 当該特別会員の特別会員代表者の代理人には、当該特別会員の登記された代表権を有する役員が就任すること。
- 6 前項第1号若しくは第2号に該当しないこととなった場合又は当該特別会員と当該特別会員支配会社との結合形態が承認時に比べ著しく変化したと認められる場合には、理事会の決議により、前項の承認を取り消すことができる。
- 7 第1項第1号及び第2号並びに第2項第1号及び第2号の規定にかかわらず、会員の代表取締役又は特別会員の代表権を有する役員が、第1号に掲げる者を、当該会員の会員代表者又は当該特別会員の特別会員代表者として申請し、かつ、第2号に掲げる事項を確約した書面を提出した場合において、理事会が承認したときは、当該申請に係る者を当該会員の会員代表者又は当該特別会員の特別会員代表者としてすることができる。
 - 1 次のイ又はロに該当する者
 - イ 当該会員の登記された代表権のない取締役（社外取締役を除き、会員が、指名委員会等設置会社である場合には、執行役を含む。以下この項において同じ。）又は当該特別会員の登記された代表権のない役員（社外取締役、監査役若しくは会計参与又はこれらに準ずるものを除く。以下この項において同じ。）であり、かつ、直近3年以内（申請日から遡って計算する。以下この項において同じ。）に、当該会員の登記された代表取締役若しくは当該会員支配会社の登記された代表取締役かつ当該会員の取締役であった者又は直近3年以内に、当該特別会員の代表権を有する役員若しくは当該特別会員支配会社の登記された代表権を有する役員かつ当該特別会員の役員であった者
 - ロ 当該会員の会員支配会社の登記された代表権のない取締役又は当該特別会員の特別会員支配会社の登記された代表権のない役員であり、かつ、直近3年以内に、会員理事又は特別会員理事であった者
 - 2 次のイ及びロに掲げる事項
 - イ 当該会員の会員代表者又は当該特別会員の特別会員代表者の代理人には、当該会員の登記された代表取締役又は当該特別会員の登記された代表権を有する役員が就任すること。
 - ロ 当該会員の会員代表者又は当該特別会員の特別会員代表者が果たすべき義務を、当該会員の会員代表者代理人又は当該特別会員の特別会員代表者代理人も共に果たすこと。
- 8 前項第1号若しくは第2号に該当しないこととなった場合又は当該会員と当該会員支配会社若しくは当該特別会員と当該特別会員支配会社との結合形態が承認時に比べ著しく変化したと認められる場合には、理事

会の決議により、前項の承認を取り消すことができる。

（国内において本拠となる支店等）

第 4 条 外国法人である協会員は、本協会との連絡上適当と認められる支店等（以下「国内において本拠となる支店等」という。）を定め、本協会に届け出なければならない。

（届出事項）

第 5 条 定款第18条に規定する会員の届出及び定款第30条で準用する同第18条に規定する特定業務会員の届出は、金商法の規定により金融庁長官に次の各号に係る届出又は公告の届出を行う場合にこれを行うものとする。

- 1 金融商品取引業の廃止
 - 2 合併（当該会員又は当該特定業務会員が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）又は解散
 - 3 分割（当該会員又は当該特定業務会員が分割により事業の全部又は一部を承継させた場合の当該分割に限る。）
 - 4 事業の全部又は一部の譲渡
- 2 定款第33条で準用する同第18条に規定する特別会員の届出は、金商法の規定により金融庁長官に次の各号に係る届出又は公告の届出を行う場合にこれを行うものとする。

- 1 金商法第33条の2第1項の登録に係る業務（以下「登録金融機関業務」という。）の廃止
- 2 合併（当該特別会員が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）又は解散
- 3 分割（当該特別会員が分割により事業の全部又は一部を承継させた場合の当該分割に限る。）
- 4 事業の全部又は一部の譲渡

（報告事項）

第 6 条 定款第18条に規定する会員の報告又は定款第30条で準用する同第18条に規定する特定業務会員の報告は、次に掲げる場合にこれを行うものとする。

- 1 金商法第30条第1項に規定する業務の認可を受けたとき、又はこれを廃止したとき。
- 2 前号の認可に付された条件に変更があったとき。
- 3 商号を変更したとき。
- 4 資本金の額、出資の総額又は持込資本金の額に変更があったとき。
- 5 金商法第29条の2第1項第3号に定める役員（いかなる名称を有する者であるかを問わず、その法人に対して役員と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下この条において同じ。）を変更したとき。
- 6 前号に規定する役員の役名を変更したとき。
- 7 支店等（支店その他の営業所又は事務所（無人の営業所又は事務所を除き、外国法人にあつては、国内において本拠となる支店等及びその他の営業所又は事務所をいう。）をいう。以下同じ。）を設置し、又は廃止したとき。
- 8 本店又は支店等の位置又は名称を変更したとき。
- 9 本店又は支店等のうち、主たる営業所又は事務所を変更したとき。
- 10 本店又は支店等の住居表示の変更があったとき。
- 11 無人の営業所又は事務所を設置し、又は廃止したとき。
- 12 無人の営業所又は事務所を統括する本店、支店等、その名称、若しくはその位置を変更したとき、又はその住居表示に変更があったとき。
- 13 金商法第31条第4項に規定する変更登録を受けたとき。

- 14 本協会以外の金融商品取引業協会、投資者保護基金若しくは金融商品取引所に加入し、若しくはこれを脱退したとき又は特定委託者保護基金（金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成24年法律第86号）附則第4条第1項に規定する特定委託者保護基金をいう。以下同じ。）の特定会員（同項に規定する特定会員をいう。）でなくなったとき。
- 15 金商法第29条の2第2項第2号に規定する書類を変更したとき。
- 16 第1号に規定する業務に係る損失の危険の管理方法等の変更認可を受けたとき。
- 17 金商法第35条第2項各号に掲げる業務を営むこととなったとき、又はこれを廃止したとき。ただし、特定業務会員（定款第5条第2号ロ又はニに掲げる業務を行う特定業務会員に限る。）を除く。
- 18 金商法第35条第4項の規定に基づき金融庁長官の承認を受けた業務を営むこととなったとき、又はこれを廃止したとき。
- 19 業務を休止し、又は再開したとき。
- 20 他の法人と合併したとき（当該会員又は特定業務会員が合併により消滅した場合の当該合併を除く。）。
- 21 分割により他の法人の事業の全部又は一部を承継したとき。
- 22 他の法人から事業の全部又は一部を譲り受けたとき。
- 23 金融商品取引業等に関する内閣府令第173条第1号に規定する関係会社に関する報告書を作成したとき。
- 24 主要株主（金商法第29条の4第2項に規定する主要株主をいう。以下、この条において同じ。）に異動があったとき。
- 25 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行ったとき（外国法人にあつては、本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行ったときを含む。）。
- 26 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた事実を知ったとき（外国法人にあつては、本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てが行われた事実を知ったときを含む。）。
- 27 定款を変更したとき。
- 28 大株主上位10名（自己又は他人の名義をもって保有する株式の数が多い順に10名の株主をいう。）の氏名若しくは名称、その持株数又は総株主の議決権に占める当該持株に係る議決権の数の割合に変更があったとき。
- 29 金商法の規定により、登録の取消し、認可の取消し、業務の停止、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとることを命ぜられたとき又は役員（外国法人にあつては、国内における営業所若しくは事務所に駐在する役員又は国内における代表者に限る。）の解任命令を受けたとき。
- 30 金商法の規定により罰金の刑を受けたとき。
- 31 投資者保護基金（特定委託者保護基金を含む。以下同じ。）の処分又は金融商品取引所の処分（有価証券の売買その他の取引等に係るものに限る。）を受けたとき。
- 32 金商法第46条の3第1項に規定する事業報告書を作成したとき。
- 33 金商法第46条の4に規定する説明書類を作成したとき。
- 34 金商法第56条の2に基づくモニタリング調査表を作成したとき。
- 35 自己資本規制比率が140%を下回った場合の同比率に関する届出書及び同比率の状況を維持するための計画書又は同比率が120%を下回った場合の同比率の状況を回復させるための計画書を作成したとき。
- 36 純財産額が資本金の額に満たなくなったとき。
- 37 役員又は重要な使用人が金融商品取引業等に関する内閣府令第199条第2号イ又はロに該当することとなった事実を知ったとき。

- 38 主要株主が金融商品取引業等に関する内閣府令第199条第11号ハ(1)から(4)のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき（外国法人にあっては、主要株主に準ずる者が金商法第29条の4第1項第5号への確認が行われていない者に該当することとなった事実を知ったとき。）。
- 39 他の法人その他の団体が、親法人等又は子法人等に該当し、又は該当しなくなったとき（第24号に掲げるときを除く。）。
- 40 金商法の規定に基づく検査が開始されたとき及び当該検査が終了したとき（当該検査において検査終了通知書上の指摘がある場合の当該指摘内容を含む。）。
- 41 訴訟若しくは調停（金融商品取引業又はこれに付随する業務以外の業務に係るものにあつては、当該金融商品取引業者の業務の運営又は財産の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるものに限る。）の当事者となったとき又は当該訴訟若しくは調停が終結したとき。
- 42 会員又は特定業務会員として遵守すべき法令等に違反する行為が行われていた事実を認識したとき。なお、金融商品取引所の考査（有価証券の売買その他の取引等に係るものに限る。）又は金商法に基づく検査等において会員又は特定業務会員として遵守すべき法令等に違反する行為があった旨の指摘を受けたときも同様とする。
- 43 使用しているシステム又は機器に障害が発生したことを認識したとき。
- 44 金商法第29条の4第1項第4号ロに規定する営業所又は事務所を有しない者に該当することとなったとき。
- 45 金商法第29条の4第1項第4号ハに規定する国内における代表者を定めていない者に該当することとなったとき。
- 46 前各号に掲げるときのほか協会が必要と認めるとき。
- 2 定款第33条で準用する同第18条に規定する特別会員の報告は、次に掲げる場合にこれを行うものとする。
- 1 商号又は名称を変更したとき。
 - 2 登録金融機関業務を担当する役員を変更したとき。
 - 3 前号に規定する役員の役名を変更したとき。
 - 4 登録金融機関業務を行う支店等を設置し、又は廃止したとき。
 - 5 本店又は登録金融機関業務を行う支店等の位置又は名称を変更したとき。
 - 6 本店又は登録金融機関業務を行う支店等のうち、主たる営業所又は事務所を変更したとき。
 - 7 本店又は登録金融機関業務を行う支店等の住居表示の変更があったとき。
 - 8 無人の営業所又は事務所を設置し、又は廃止したとき。
 - 9 無人の営業所又は事務所を統括する本店、支店等、その名称、若しくはその位置を変更したとき、又はその住居表示に変更があったとき。
 - 10 金融商品取引所に加入し、又はこれを脱退したとき。
 - 11 金商法第33条の3第2項第2号に規定する書類を変更したとき。
 - 12 登録金融機関業務を休止し、又は再開したとき。
 - 13 他の登録金融機関と合併したとき（当該特別会員が合併により消滅した場合の当該合併を除く。）。
 - 14 他の登録金融機関から事業の全部又は一部を譲り受けたとき。
 - 15 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行つたとき（外国法人にあっては、本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行つたときを含む。）。
 - 16 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた事実を知つたとき（外国法人にあっては、本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てが行われた事実を知つた場合を含

む。)

- 17 定款を変更（登録金融機関業務に係るものに限る。）したとき。
- 18 他の法人その他の団体が、親法人等又は子法人等に該当し、又は該当しないこととなったとき。
- 19 会員から登録金融機関金融商品仲介業務（金商法第33条第2項第3号ハ及び同項第4号ロに掲げる行為（同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）をいう。）の委託を受けることとなったとき、又は委託を受けないこととなったとき。
- 20 金商法の規定により、登録の取消し、登録金融機関業務の全部若しくは一部の停止を受けたとき、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとることを命ぜられたとき又は役員の解任命令を受けたとき。
- 21 金商法の規定により罰金の刑を受けたとき。
- 22 金融商品取引所の処分（有価証券の売買その他の取引等に係るものに限る。）を受けたとき。
- 23 登録金融機関業務に関する事業報告書を作成したとき。
- 24 削 除
- 25 金商法の規定に基づく検査が開始されたとき及び当該検査が終了したとき（当該検査において検査終了通知書上の指摘がある場合の当該指摘内容を含む。）。
- 26 登録金融機関業務に関し、訴訟若しくは調停の当事者となった場合又は当該訴訟若しくは調停が終結したとき。
- 27 登録金融機関業務に関し、特別会員として遵守すべき法令等に違反する行為が行われていた事実を認識したとき。なお、金融商品取引所の考査（有価証券の売買その他の取引等に係るものに限る。）又は金商法に基づく検査等において特別会員として遵守すべき法令等に違反する行為があった旨の指摘を受けたときも同様とする。
- 28 前各号に掲げるときのほか協会が必要と認めるとき。

（本協会への承認申請、届出、報告等）

- 第 7 条 協会員は、本協会に対し定款その他の規則の規定に基づき承認申請、届出、報告、資料の提出等を行うときは、原則として、定款第2条に規定する本協会の主たる事務所へ行うものとする。
- 2 協会員は、定款第18条（定款第30条及び第33条において準用する場合を含む。）の規定に基づき本協会に届出又は報告するためのシステムの利用環境をS I - N e t（本協会が運営する専用線ネットワークをいう。）に接続することにより整備しなければならない。ただし、本協会への加入直後又は事務所の移転等やむを得ない事情により一時的に利用環境を整備できない場合は、当該システムの利用環境を整備するため相当と認められる期間が経過するまでに、これを整備すれば足りる。
- 3 定款第21条に規定する定款施行規則で定める場合とは、金融商品取引業の内容についての表示がないものに本協会に加入している旨又は本協会に設置する会議体に参加している旨のみを表示する場合をいう。

（入会申請書の添付書類）

- 第 8 条 定款第22条第2項に規定する入会申請書の添付書類は、次のとおりとする。
- 1 金融商品取引業の登録申請書又は登録金融機関業務の登録申請書の写し及びその添付書類の写し
 - 2 金商法第30条の3第1項に規定する認可申請書及びその添付書類の写し
 - 3 第1号の登録を証する書面の写し及び前号の認可又は前号の認可に付された条件を記載した書面の写し
 - 4 金商法第35条第3項の規定に基づく届出書の写し
 - 5 金商法第35条第4項の規定に基づく承認申請書の写し及び当該申請に係る承認を証する書面の写し
 - 6 定款第23条第1号の規定に該当することの有無及び該当する場合にはその内容を記載した書面

7 反社会的勢力との関係がないことを示す誓約書

8 その他本協会が必要と認める資料

(加入の承認の通知)

第 9 条 本協会は、定款第22条の規定により、入会申請者につきその加入を承認したときは、その旨をその入会申請者及び各協会員に通知する。

(入会金の額)

第 10 条 定款第24条第 2 項に規定する入会金の額は、100万円とする。

2 本協会に加入の承認を受けた入会申請者のうち株式型クラウドファンディング專業特定業務会員（定款第 5 条第 2 号ロに掲げる業務のみを行う特定業務会員をいう。以下同じ。）、商品関連デリバティブ專業特定業務会員（定款第 5 条第 2 号ハに掲げる業務のみを行う特定業務会員をいう。以下同じ。）及び非上場有価証券特例仲介等業務專業特定業務会員（定款第 5 条第 2 号ニに掲げる業務のみを行う特定業務会員をいう。以下同じ。）となる者の入会金の額は、前項の規定にかかわらず、50万円とする。

3 株式型クラウドファンディング專業特定業務会員、商品関連デリバティブ專業特定業務会員及び非上場有価証券特例仲介等業務專業特定業務会員が本協会への加入後に定款第 5 条第 1 号又は第 2 号に掲げる業務であって定款第 5 条第 2 号ロ、ハ及びニに掲げる業務以外の業務を行うこととなった場合には、当該者は第 1 項に定める額の入会金（既納入分があればその差額分）を納入しなければならない。

(会 員 権 等)

第 10 条の 2 定款第12条第 1 項に定める会員としての権利は、次の各号に掲げる権利をいう。

1 定款第39条第 1 項に定める議決権

2 「役員選挙規則」第 3 条に定める選挙権

3 「役員選挙規則」第 7 条、第 8 条第 1 項及び第 3 項に基づき立候補届出を行う権利

4 本協会に置く会議体に参加する権利

5 本協会が協会員のみを対象として行う意見募集に応募する権利

6 本協会が事業主体となるシステムを利用する権利

7 役員又は従業員等に外務員等の資格試験を受験させる権利

8 役員又は従業員等を本協会が主催する研修又は説明会等に受講又は出席させる権利

9 本協会が保有する情報のうち、本協会が提供を認めた情報を取得する権利

10 その他本協会の所管業務全般について、本協会に意見を述べる権利

2 定款第14条第 1 項に定める特定業務会員としての権利は、次の各号に掲げる権利をいう。

1 前項第 4 号から第 9 号までに掲げる権利

2 その他定款第 5 条第 2 号に掲げる業務について、本協会に意見を述べる権利

3 定款第32条第 1 項に定める特別会員としての権利は、次の各号に掲げる権利をいう。

1 「役員選挙規則」第22条において準用する同規則第 3 条に定める選挙権

2 「役員選挙規則」第22条において準用する同規則第 7 条、第 8 条第 1 項及び第 3 項に基づき立候補届出を行う権利

3 第 1 項第 4 号から第 9 号までに掲げる権利

4 その他特別会員の行う有価証券の売買その他の取引等に係る業務について、本協会に意見を述べる権利

(処分以外の事由による会員権等の制限)

第 10 条の 3 定款第12条第 3 項の定めにより制限される権利とは、前条第 1 項第 1 号から第 6 号（定款第 7 条第 9 号に掲げる外務員の登録に関する事務に用いるシステム及び定款第18条に基づき本協会に届出又は報

告するためのシステムを利用する権利を除く。以下この条において同じ。)までに掲げる権利をいう。

- 2 定款第14条第3項の定めにより制限される権利とは、前条第2項第1号に掲げる権利のうち、第1項第4号から第6号までに掲げる権利をいう。
- 3 定款第32条第3項の定めにより制限される権利とは、前条第3項第1号及び第2号に掲げる権利並びに同項第3号に掲げる権利のうち、第1項第4号から第6号までに掲げる権利をいう。

(会員権の消滅等の場合の通知及び公表)

第11条 本協会は、次の各号の一に該当することとなった協会員に対し、その旨を通知する。

- 1 定款第25条の規定により脱退を承認したとき。
- 2 定款第29条の規定により勧告を行うとき。
- 2 本協会は、定款第12条第2項、同第14条第2項又は同第32条第2項の規定により会員権、特定業務会員権又は特別会員権が消滅した協会員につき、その旨を各協会員に通知する。
- 3 本協会は、前項の通知を行ったときは、これを公表する。

(協会員の種類の変更申請の添付書類)

第12条 定款第26条第2項に規定する加入内容変更申請書の添付書類は、次のとおりとする。

- 1 金融商品取引業等に関する内閣府令第22条第1項に規定する変更登録申請書及びその添付書類の写し
- 2 前号の変更登録を証する書面の写し

(変更の承認の通知)

第13条 本協会は、定款第26条の規定により、変更申請を行った会員又は特定業務会員につきその変更を承認したときは、その旨をその会員又は特定業務会員及び各協会員に通知する。

(取引の信義則違反)

第14条 定款第23条及び第28条第1項第4号に規定する取引の信義則に反する行為とは、次に掲げる行為その他の行為で、本協会若しくは協会員の信用を失墜し又は本協会若しくは協会員に対する信義に反する行為をいう。

- 1 本協会の業務若しくは他の協会員の営業に干渉し又はこれを妨げること。
- 2 有価証券の売買その他の取引等に関し、詐欺的な行為、不信若しくは不穏当な行為又は著しく不注意若しくは怠慢な事務処理を行うこと。
- 3 株券を買集め、その銘柄の株券の大量の所有者であることを利用してその株券の発行会社の関係者に対しその意に反してその株券を有利に売り付けること又はこれに類似する行為を目的とする者の直接又は間接の委託に応じて、その銘柄の株券の買付け又は買付けの取次ぎを行うこと。

(反社会的勢力)

第15条 定款第28条第1項第12号に規定する反社会的勢力とは、次の各号に掲げる者をいう。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- 2 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
- 3 暴力団準構成員（暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。以下この条において同じ。)を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。)
- 4 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運

営に協力している企業をいう。)

5 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。)

6 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。)

7 特殊知能暴力集団等（第1号から第6号までに掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。)

8 その他前各号に準ずる者

（本協会から提供を受けた情報の目的外使用等の禁止）

第15条の2 会員は、定款第7条第1項第16号に規定する業務により本協会から情報の提供を受けた場合には、その情報を金融商品取引及び金融商品市場からの反社会的勢力排除の目的以外に使用し、又はみだりに他人に提供してはならない。

（投資者保護基金への情報提供）

第16条 本協会は、定款第6条の目的を達成するため、本協会が知り得た会員及び特定業務会員（投資者保護基金の会員である者に限る。）に関する情報のうち、投資者保護基金と共有する必要があると認めたものに限って、投資者保護基金に提供することができる。

（兼任の禁止等）

第17条 理事は、定款に定めのある場合を除き、自主規制会議、証券戦略会議、総務委員会及び金融・証券教育支援委員会の委員を兼ねてはならない。

2 理事は、自主規制会議及び証券戦略会議それぞれの下に置く分科会の委員長及び委員並びに総務委員会の下に置く分科会の委員長及び委員を兼ねてはならない。

3 自主規制会議、証券戦略会議、総務委員会及び金融・証券教育支援委員会の一を構成する者は、他を構成する者及び他に置く分科会の委員長を兼ねてはならない。ただし、総務委員会の委員が金融・証券教育支援委員会の委員を兼ねる場合は、この限りでない。

4 会員理事、自主規制会議、証券戦略会議、総務委員会及び金融・証券教育支援委員会の一を構成する者は、証券評議会及び地区評議会の委員を兼ねることができる。

（調 達）

第18条 定款第56条第4項に規定する調達とは、本協会が、資産の取得、賃借若しくはリースに係る契約又は役務の提供に係る契約により、資産又は役務の提供を受けることをいう。

（行 動 規 範）

第18条の2 定款第56条第5項に規定する行動規範とは、定款第7条第1項各号に規定する業務に関連し、かつ、法令及び定款その他の規則等に直接定めのない事項に関する、金融商品取引業を営む者として望ましいとされるべき行動又は慣行をいう。

（公益理事等の選任）

第19条 理事会は、定款第42条第3項、第4項及び第6項に定める役員の選任に関し、人事推薦合同委員会規則に定める人事推薦合同委員会又は自主規制会議人事推薦委員会の推薦に基づき役員の候補者を決議する。

（補欠の公益理事の選任）

第 20 条 理事会は、定款第42条の 2 第 2 項に定める補欠の公益理事の選任に関し、人事推薦合同委員会規則に定める自主規制会議人事推薦委員会の推薦に基づき補欠の公益理事の候補者を決議する。

2 定款第42条の 2 第 2 項の規定に基づき補欠の公益理事を選任する場合には、次の各号に掲げる事項を併せて決議する。

- 1 当該候補者が補欠である旨
 - 2 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の公益理事（補欠の公益理事と同時に選任される場合における公益理事の候補者を含む。以下この項において同じ。）の補欠として選任するときは、その旨及び当該特定の公益理事の氏名
 - 3 同一の公益理事（2 以上の公益理事の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 以上の公益理事）につき 2 人以上の補欠の者を選任するときは、当該補欠の者相互間の優先順位
 - 4 補欠の者について、就任前にその選任の取消しを行う場合があるときは、その旨及び取消しを行うための手続
- 3 定款第42条の 2 第 2 項の規定に基づく補欠の公益理事の選任に係る決議が効力を有する期間は、前任の公益理事の任期が満了する日までとする。ただし、総会の決議によりその期間を短縮することを妨げない。

付 則

この規則は、昭和48年 7 月 1 日から施行する。

付 則（昭56. 7. 15）

この改正は、昭和56年 8 月 1 日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第 6 条及び第 7 条を改正。

付 則（昭58. 10. 19）

この改正は、昭和58年12月 1 日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第11条を改正。

付 則（昭63. 8. 26）

この改正は、昭和63年 8 月26日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第 7 条第29号及び第14条第 2 号を改正。

付 則（平元. 6. 22）

この改正は、平成元年 6 月30日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 現行第 7 条第21号、第22号、第23号及び第29号を改正するとともに、現行第21号以下を各 1 号ずつ繰り下げ、第22号以下第31号までとする。
- (2) 第 7 条第21号を新設。

付 則（平 4. 6. 17）

この改正は、平成 4 年 7 月 20 日から施行する。

（注）改正条項等は、次のとおりである。

- （1）第 3 条を削除。
- （2）第 7 条及び第 15 条を改正。
- （3）本規則は、送り仮名の付け方（昭和 48 年 6 月 18 日内閣告示第 2 号）及び常用漢字表（昭和 56 年 10 月 1 日内閣告示第 1 号）により統一変更した。

付 則（平 5. 3. 17）

この改正は、平成 5 年 3 月 17 日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第 7 条第 29 号及び第 12 条第 2 項を改正。

付 則（平 6. 2. 16）

この改正は、平成 6 年 3 月 1 日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- （1）第 1 条から第 15 条までの全条にわたり改正。
- （2）第 3 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項及び第 12 条を新設。
- （3）旧第 4 条から旧第 12 条までを各 1 条ずつ繰り上げ、第 3 条から第 11 条までとする。

付 則（平 8. 5. 31）

この改正は、平成 8 年 6 月 1 日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第 5 条第 2 項、第 6 条第 1 項第 19 号、第 6 条第 1 項第 26 号、第 6 条第 1 項第 28 号及び第 6 条第 2 項第 16 号を改正。

付 則（平 10. 6. 19）

この改正は、平成 10 年 6 月 22 日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第 5 条第 1 項、第 2 項及び第 6 条第 2 項第 23 号を改正。

付 則（平 10. 9. 16）

この改正は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第 6 条第 1 項第 31 号及び第 2 項第 24 号を改正。

付 則（平 10. 11. 30）

1 この改正は、平成 10 年 12 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行日前において、旧証取法又は旧外証法に基づき免許を受けた証券会社又は外国証券会社及び旧証取法に基づき認可を受けた金融機関が、この規則の施行後において本協会への入会申請を行う場合には、第 3 条、第 8 条及び第 10 条の規定については、従前の規定を適用するものとする。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条から第3条第1項第3号まで、第3条第2項第1号から第6条第1項第18号まで、第6条第1項第20号から第26号まで、第6条第1項第28号から第30号まで、第6条第2項第1号から第4号まで、第6条第2項第6号から第18号まで、第6条第2項第20号、第21号、第6条第2項第23号、第24号、第7条第1項、第8条第1項及び第1項第1号から第4号まで、第10条、第13条及び第15条を改正。
- (2) 第5条第1項第3号及び第2項第3号を新設。
- (3) 第6条第1項第1号を削り、第2号及び第3号を各1号繰り上げ第1号及び第2号とし、第4号を削り、第5号及び第6号を各2号繰り上げ第3号及び第4号とし、第5号及び第6号を新設、第7号を削り、第8号から第11号までを各1号繰り上げ第7号から第10号までとし、第12号を第15号とし、第11号から第14号までを新設、旧第13号を第18号とし、第16号及び第17号を新設、旧第14号及び旧第15号を削り、旧第16号を第21号とし、第19号及び第20号を新設、旧第17号及び旧第18号を削り、旧第19号及び旧第20号を各3号繰り下げ第22号及び第23号とし、旧第21号を削り、旧第22号を第24号とし、旧第23号を削り、旧第24号から第28号までを各1号繰り下げ第25号から第29号までとし、旧第29号以下各3号繰り下げ第32号以下第35号までとし、第30号及び第31号を新設。
- (4) 第6条第2項第1号を削り、第2号及び第3号を各1号繰り上げ第1号及び第2号とし、第4号を削り、第5号を第3号とし、第4号及び第5号を新設、第6号を削り、第7号から第10号までを各1号繰り上げ第6号から第9号までとし、第11号を第13号とし、第10号から第12号までを新設、旧第12号を削り、旧第13号を第18号とし、第14号から第17号までを新設、旧第14号及び旧第15号を削り、旧第16号及び旧第17号を各3号繰り下げ第19号及び第20号とし、旧第18号を削り、旧第19号以下各2号繰り下げ第21号以下第27号までとする。
- (5) 第8条第5号を第6号とし、第5号を新設。

付 則 (平11. 5. 19)

この改正は、平成11年5月19日から施行する。

- (注) 改正条項は、次のとおりである。
- 第3条第3項及び第4項を新設。

付 則 (平12. 3. 15)

- 1 この改正は、民事再生法（平成11年法律第225号）の施行の日から施行する。
- 2 前項に定める施行の日に行った又は行われた事実を知った和議開始の申立てに関する報告については、なお従前の例による。

- (注) 改正条項は、次のとおりである。
- (1) 第6条第1項第19号、第20号及び第2項第16号、第17号を改正。
- (2) 「民事再生法の施行の日」は平成12年4月1日。

付 則 (平12. 6. 27)

この改正は、平成12年7月1日から施行する。

- (注) 改正条項は、次のとおりである。
- 第5条、第6条第1項第31号を改正。

付 則 (平13. 4. 18)

この改正は、平成13年4月18日から施行する。

- (注) 改正条項は、次のとおりである。
- (1) 第5条第1項第3号を第4号とし、第5条第2項第3号を第4号とし、それぞれ第3号を新設。
- (2) 第6条第1項第15号及び第16号を各1号繰り下げ第16号及び第17号とし、第15号を新設、旧第17号を第19号とし、第18号を新設、旧第18号を第20号に改正、第21号を新設、旧第19号から第28号までを各3号繰り下げ第22号

から第31号とし、第32号から第34号までを新設、旧第29号から第31号までを各6号繰り下げ第35号から第37号とし、第38号から第40号までを新設、旧第32号から第35号までを各9号繰り下げ第41号から第44号までとする。

付 則（平13. 9. 19）

この改正は、平成13年10月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第11条第2項を改正し、第3項を新設。

付 則（平14. 5. 15）

この改正は、平成14年5月15日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第6条第1項第20号、第21号、第25号及び第37号を改正し、第30号から第35号までを削除。
- (2) 第16条を新設。

付 則（平15. 3. 26）

この改正は、平成15年4月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第3条第1項第1号、第2号、第2項第2号、第3項及び第3項第1号を改正。
- (2) 第6条第1項第5号、第6号及び第26号を改正し、第44号を第45号に繰り下げ、第44号を新設し、第2項第4号を改正。

付 則（平16. 3. 29）

この改正は、平成16年4月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第3条第1項第1号、第3号、第2項第3号を改正。
- (2) 第6条第1項第5号及び第7号を改正し、第11号から第31号までを各2号繰り下げ第13号から第33号までとし、第11号及び第12号を新設、旧第32号から第35号までを削り、第36号から第39号までを各2号繰り上げ第34号から第37号までとし、第38号及び第39号を新設、第40号を改正。
- (3) 第6条第2項第6号から第9号までを改正し、第10号から第27号までを各2号繰り下げ第12号から第29号までとし、第10号及び第11号を新設。

付 則（平16. 6. 4）

この改正は、平成16年7月1日から施行する。

（注）改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第9条、第11条第2項及び第15条を改正。
- (2) 第13条を削除。
- (3) 第17条を新設。

付 則（平16. 11. 26）

この改正は、平成16年12月1日から施行する。

（注）改正条項等は、次のとおりである。

第6条第2項第21号から第29号までを各2号繰り下げ第23号から第31号までとし、第21号及び第22号を新設。

付 則（平17. 2. 9）

この改正は、平成17年2月9日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第5条第1項第2号、第6条第1項第24号、第25号、第2項第18号及び第19号を改正。

付 則（平18. 4. 19）

この改正は、平成18年5月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第3条第1項第1号、第2号、第3項、第5条第1項第3号、第4号、第2項第3号、第4号、第6条第1項第1号、第4号、第5号、第20号、第21号、第24号、第25号、第28号、第37号、第38号、第2項第4号、第5号及び第17号から第19号までを改正。

付 則（平19. 6. 29）

この改正は、平成19年7月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第7条第1項を改正。

付 則（平19. 9. 28）

- 1 この改正は、平成19年9月30日から施行する。
- 2 この改正後の第8条の規定は、この改正の施行の日（以下「施行日」という。）以後に金融商品取引法に基づき登録を受け本協会に加入する金融商品取引業者及び登録金融機関について適用し、施行日前に旧証券取引法に基づき登録を受けた証券会社及び登録金融機関並びに旧外国証券業者に関する法律に基づき登録を受けた外国証券会社で施行日以後に本協会に加入する者については、なお従前の例による。
- 3 第8条第7号に規定する倫理コードについては、平成19年12月1日以降に加入する者について適用する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条、第3条第1項から第4項まで、第4条、第5条第1項第1号から第3号まで及び同条第2項第1号、第6条第1項第1号、第4号から第25号まで、第28号から第31号まで、第34号、第35号及び第38号から第43号まで、同条第2項第4号から第13号まで、第15号及び第18号から第30号まで、第7条第1項、第8条第1号、第2号及び第3号から第6号まで、第9条、第10条並びに第11条第1項及び第2項を改正。
- (2) 第8条第7号を新設。
- (3) 第6条第1項第13号から第31号までを繰り下げ第14号から第32号までとし、第13号を新設。第12条を繰り下げ第14条とし、第12条及び第13条を新設。
- (4) 第6条第1項第32号及び第33号を削り、第34号から第45号までを繰り上げ第33号から第44号までとする。第6条第2項第1号、第2号及び第14号を削り、第3号から第13号まで及び第15号から第31号までを繰り上げ第1号から第11号まで及び第12号から第28号までとする。第13条を削り、第14条から第17条までを繰り下げ第15条から第18条とする。

付 則（平20. 10. 27）

この改正は、平成20年11月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第19条を新設。

付 則（平20. 12. 9）

この改正は、平成21年 1 月 1 日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第 6 条第 1 項第29号、第40号、同条第 2 項第20号及び第25号を改正。
- (2) 第11条第 4 項を新設。

付 則（平21. 2. 20）

この改正は、国家公安委員会より、本協会が不当要求情報管理機関の登録を受けた日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第16条第 2 項を新設。
- (2) 「国家公安委員会より、本協会が不当要求情報管理機関の登録を受けた日」は平成21年 3 月26日。

付 則（平21. 3. 18）

この改正は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第 7 条第 1 項を改正し、第 2 項を削る。
- (2) 第14条を削り、第15条から第19条を各 1 条繰上げ第14条から第18条とする。

付 則（平21. 5. 15）

この改正は、本協会が別に定める日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第15条第 1 項を削り、第 2 項を 1 項繰上げ、第 1 項とする。
- (2) 「本協会が別に定める日」は平成21年 5 月15日。

付 則（平22. 4. 26）

この改正は、本協会が別に定める日から施行する。

（注）改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第 3 条第 3 項を改正し、同条第 5 項及び第 6 項を新設。
- (2) 第19条及び第20条を新設。
- (3) 「本協会が別に定める日」は平成22年 4 月26日。

付 則（平22. 5. 26）

この改正は、平成22年 7 月 1 日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第15条を 1 条繰り下げ第15条の 2 とし、第15条を新設。

付 則（平22. 6. 28）

この改正は、平成22年 7 月 1 日から施行する。

（注）改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第11条第 1 項第 2 号削り、第 3 号を 1 号繰り上げ、第 2 号とする。
- (2) 第11条第 2 項を改正。

- (3) 第11条第4項を削る。

付 則（平22. 10. 8）

この改正は、本協会が別に定める日から施行する。

（注）改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第18条の2を新設。
(2) 「本協会が別に定める日」は平成22年10月8日。

付 則（平23. 3. 30）

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

（注）改正条項等は、次のとおりである。

- 第3条第1項第1号を改正、第7項及び第8項を新設。

付 則（平23. 5. 27）

この改正は、平成23年7月1日から施行する。

（注）改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第3条第1項第2号、第3項、第7項を改正。
(2) 第10条の2及び第10条の3を新設。
(3) 第12条見出し及び第17条第1項から第4項までを改正。

付 則（平24. 3. 29）

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

（注）改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第6条第1項第7号、第8号、第24号、第38号、第39号及び第2項第5号を改正。
(2) 第6条第1項旧第9号、旧第23号及び第2項旧第6号を削り、同条第1項第9号、第23号及び第2項第6号を新設。
(3) 第6条第2項第24号を削除。
(4) 第8条第7号を1号繰り下げ第8号とし、第7号を新設。
(5) 第15条の2を改正。

付 則（平24. 5. 30）

この改正は、平成24年7月1日から施行する。

（注）改正条項等は、次のとおりである。

- 第17条第2項及び第3項を改正。

付 則（平24. 10. 10）

この改正は、平成25年1月1日から施行する。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第7条第2項を新設。
- (2) 第10条の3第1項、第15条第3号、第4号、第7号を改正。

付 則 (平25. 5. 29)

この改正は、平成25年7月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第7条第3項を新設。

付 則 (平27. 3. 18)

この改正は、本協会が別に定める日から施行する。ただし、第3条の改正規定(「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める部分に限る。)は、平成27年5月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条、第3条第1項本文及び第1号から第3号まで、同条第2項第1号及び第3号、同条第3項本文並びに第1号及び第2号、同条第4項、同条第7項、第5条第1項本文並びに第2号及び第3号、第6条第1項本文及び第1号、第16号、第17号、第37号、第42号、第10条の2第2項本文及び第2号、第11条第2項、第13条、第15条の2を改正。
- (2) 第6条第1項第44号を2号繰り下げ第46号とし、第44号及び第45号を新設。
- (3) 第10条第2項及び第3項を新設。
- (4) 「本協会が別に定める日」は平成27年5月29日。

付 則 (令元. 12. 11)

この改正は、令和元年12月14日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第6条第1項第37号、第38号、第40号及び第2項第25号を改正。

付 則 (令 2. 2. 12)

この改正は、令和2年3月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第6条第1項第14号及び第31号を改正。
- (2) 第10条第2項、第3項、第16条及び第17条第2項を改正。

付 則 (令 3. 5. 26)

この改正は、令和3年5月26日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第3条第3項本文及び第1号の改正。
- (2) 第3条第7項本文の改正並びに第1号及び第2号の新設。

付 則（令 6. 5. 29）

この改正は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第 8 条第 8 号を改正し、第 18 条の 2 第 2 項を削る。

付 則（令 6. 6. 17）

この改正は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第 17 条第 3 項を改正。

付 則（令 7. 1. 15）

この改正は、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年 5 月 22 日法律第 32 号）附則第 1 条本文に定める施行の日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- （1） 第 6 条第 1 項第 17 号、第 10 条第 2 項、3 項及び第 18 条の 2 見出しを改正。
- （2） 「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年 5 月 22 日法律第 32 号）附則第 1 条本文に定める施行の日」は令和 7 年 5 月 1 日